

## 1. 参議院文教科学委員会 附帯決議 (2003年7月8日)

【国立大学法人法案、独立行政法人国立高等専門学校機構法案、独立行政法人大学評価・学位授与機構法案、独立行政法人国立大学財務・経営センター法案、独立行政法人メディア教育開発センター法案及び国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府及び関係者は、国立大学等の法人化が、我が国の高等教育の在り方に与える影響の大きさにかんがみ、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、国立大学の法人化に当たっては、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえ、国立大学の教育研究の特性に十分配慮するとともに、その活性化が図られるよう、自主的・自律的な運営を確保すること。
- 二、国立大学法人の運営に当たっては、学長、役員会、経営協議会、教育研究評議会等がそれぞれの役割・機能を十分に果たすとともに、全学的な検討事項については、各組織での議論を踏まえた合意形成に努めること。また、教授会の役割の重要性に十分配慮すること。
- 三、役員等については、大学の教育研究や運営に高い識見を有し、当該大学の発展に貢献し得る者を選任するとともに、選任理由等を公表すること。また、政府や他法人からの役員を選任については、その必要性を十分に勘案し、大学の自主性・自律性を阻害すると批判されることのないよう、節度を持って対応すること。監事の任命に当たっては、大学の意向を反映するように配慮すること。
- 四、学長選考会議の構成については、公正性・透明性を確保し、特に現学長が委員になることについては、制度の趣旨に照らし、厳格に運用すること。
- 五、中期目標の実際上の作成主体が法人であることにかんがみ、文部科学大臣は、個々の教員の教育研究活動には言及しないこと。文部科学大臣が中期目標・中期計画の原案を変更した場合の理由及び国立大学法人評価委員会の意見の公表等を通じて、決定過程の透明性の確保を図るとともに、原案の変更は、財政上の理由など真にやむを得ない場合に限ること。
- 六、法人に求める中期目標・中期計画に係る参考資料等については、極力、簡素化を図ること。また、評価に係る業務が教職員の過度の負担とならないよう、特段の措置を講ずること。
- 七、国立大学の評価に当たっては、基礎的な学問分野の継承発展や国立大学が地域の教育、文化、産業等の基盤を支えている役割にも十分配慮すること。また、評価結果が確定する前の大学からの意見申立ての機会の付与について法令上明記し、評価の信頼性の向上に努めること。
- 八、国立大学法人法による評価制度及び評価結果と資源配分の関係については、同法第三条の趣旨を踏まえ慎重な運用に努めるとともに、継続的に見直しを行うこと。
- 九、国立大学法人評価委員会の委員は大学の教育研究や運営について高い識見を有する者から選任すること。評価委員会の委員の氏名や経歴の外、会議の議事録を公表するとともに、会議を公開するなどにより公正性・透明性を確保すること。
- 十、独立行政法人通則法を準用するに当たっては、総務省、財務省、文部科学省及び国立大学法人の関係において、大学の教育研究機関としての本質が損なわれることのないよう、国立大学法人と独立行政法人の違いに十分留意すること。

- 十一、独立行政法人通則法第三十五条の準用による政策評価・独立行政法人評価委員会からの国立大学法人等の主要な事務・事業の改廃勧告については、国立大学法人法第三条の趣旨を十分に踏まえ、各大学の大学本体や学部等の具体的な組織の改廃、個々の教育研究活動については言及しないこと、また、必要な資料の提出等の依頼は、直接大学に対して行わず、文部科学大臣に対して行うこと。
- 十二、運営費交付金等の算定に当たっては、算定基準及び算定根拠を明確にした上で公表し、公正性・透明性を確保するとともに、各法人の規模等その特性を考慮した適切な算定方法となるよう工夫すること。また、法人化前の公費投入額を踏まえ、従来以上に各国立大学における教育研究が確実に実施されるに必要な所要額を確保するよう努めること。
- 十三、学生納付金については、経済状況によって学生の進学機会を奪うこととならないよう、将来にわたって適正な金額、水準を維持するとともに、授業料等減免制度の充実、独自の奨学金の創設等、法人による学生支援の取組についても積極的に推奨、支援すること。
- 十四、国立大学附置研究所については、大学の基本的組織の一つであり、学術研究の中核的拠点としての役割を果たしていることにかんがみ、短期的な評価を厳に戒めるとともに、財政支出の充実に努めること。全国共同利用の附置研究所についてもその特性を生かすこと。また、各研究組織の設置・改廃や全国共同利用化を検討するに当たっては、各分野の特性や研究手法の違いを十分尊重し、慎重に対応すること。
- 十五、法人化に伴う労働関係法規等への対応については、法人の成立時に違法状態を生ずることのないよう、財政面その他必要な措置を講ずること。また、法人への移行後、新たに必要とされる雇用保険等の経費については、運営費交付金等により確実に措置すること。
- 十六、国立大学法人への移行について、文部科学省は、進捗状況、課題などを明らかにし、当委員会に報告を行うこと。
- 十七、学校教育法に規定する認証評価制度の発展を通じ、国立大学等が多様な評価機関の評価を受けられる環境を整備し、ひいては我が国における大学評価全体の信頼性の向上を図るため、認証評価が円滑に行われるよう必要な資金の確保、その他必要な援助に努めること。
- 十八、国立高等専門学校については、各学校の自主性・自律性を尊重し、教育研究の個性化、活性化、高度化が一層進むよう配慮すること。
- 十九、国は、高等教育の果たす役割の重要性にかんがみ、国公立全体を通じた高等教育に対する財政支出の充実に努めること。また、高等教育及び学術研究の水準の向上と自立的な発展を図る立場から、地方の大学の整備・充実に努めること。
- 二十、職員の身分が非公務員とされることによる勤務条件等の整備については、教育研究の特性に配慮し、適切に行われるよう努めること。また、大学の教員等の任期に関する法律の運用に当たっては、選択的限定的任期制という法の趣旨を踏まえ、教育研究の進展に資するよう配慮するとともに、教員等の身分保障に十分留意すること。
- 二十一、法人への移行に際しては、「良好な労働関係」という観点から、関係職員団体等と十分協議が行われるよう配慮すること。
- 二十二、公立の義務教育諸学校の教職員の処遇については、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法を今後とも堅持し、国家公務員に準拠する規定が外されることにより同法の趣旨が損なわれないことがないよう、十分配慮すること。
- 二十三、高等教育のグランドデザインの検討に当たっては、生涯学習社会の形成の観点から、専門学校を含む高等教育全体について、関係府省、地方公共団体等とも連携しつつ、広範な国民的論議を踏まえ行うこと。

右決議する。

## 2. 科学技術政策と総合科学技術会議などの動き

### 経産省が「産学連携の深化に向けた10の提言」

経済産業省の産業構造審議会産業技術分科会傘下にある産業連携推進小委員会（委員長＝東海大学教授の黒川清氏）は、「産学連携の深化に向けた10の提言」を7月上旬に公表する。この提言は、2004年4月に国立大学が独立行政法人化する大きな節目以降の、大学の研究成果を企業に技術移転する産学連携のあり方を10項目にまとめたもの。「大学は技術移転の専門知識・実務経験に優れたTLO（技術移転機関）が大学教員の研究成果の評価・選別の判断を最大限尊重する」などのように、大学とTLOの望ましい連携モデルを示し、「学」から「産」への技術移転が成果を上げる体制づくりを具体的な提言としてまとめている。（「日経BizTech」7/5付）

「産学官連携の更なる促進に向けた10の提言」（7/10）（経産省HP＝[http://www.neti.go.jp/policy/innovation\\_corp/subcommission\(meti\)/proposal.pdf](http://www.neti.go.jp/policy/innovation_corp/subcommission(meti)/proposal.pdf)）

### 科学技術・学術審議会、地震と火山の変動予測へ研究推進計画案を建議

科学技術・学術審議会は24日、地震と火山の両分野について、将来変動を予測するシミュレーションモデルの構築などを目指す研究推進5カ年計画案をそれぞれ遠山敦子文部科学相ら関係閣僚に建議した。海洋科学技術センターの世界最高性能のスーパーコンピューター「地球シミュレータ」を活用するなどして、地震の発生や火山噴火の可能性を高精度で算定できるようにする。目玉は次の発生時期や発生メカニズムを高精度で再現する数値モデルの開発で、それぞれ活断層の変化など地殻変動に関する観測データ、低周波地震や火山性微動など火山活動と関係の深いデータを基に数式を確定する。とくに地震予知では三陸沖や南海トラフ沿いなどの重点地域に絞ったモデルづくりにも取り組む。また両分野とも各研究機関が保有する調査・観測データを統一形式で一元管理するデータベースの構築を目指すほか、人工衛星や航空機の高度利用など観測と解析技術の高度化にも取り組む。さらに来春の国立大法人化で研究費の配分が大学の自由な裁量に任せられると、地震や火山の調査研究が冷遇される懸念があることから、国が十分な財政措置を講じるよう促している。（「日刊工業新聞」7/25付）

### 岡山県が理論物理研究所新設へ 「お金より頭脳」の世界

基礎科学の中の基礎科学である理論物理の専門研究所を岡山県が新設しようとしている。理論研究は高価な実験装置が必要なく、議論と発想がものをいう世界。厳しい財政事情の下、「お金がなければアタマで勝負」という苦肉の策だ。すぐに実用につながらない理論研究所を地方自治体がつくるのは国内では極めて異例。科学技術を核にした地域活性化策は、国が進める「知的クラスター」づくりの事業などにより全国で盛んだが、狙いは超微細技術（ナノテクノロジー）や医療、バイオ、ロボットなど実用化が期待される分野に集中している。研究テーマは、ナノテクや情報技術（IT）の基礎となる光量子科学の理論。世界から若手の理論家約10人を公募し、早ければ来春にも、県がもつ既存の建物内に開所する方針だ。この動きにはね湯川秀樹博士らも指導を受けた物理学者、仁科芳雄博士の出身県であることも後押しした。（「asahi.com」7/30付）

### 最近の総合科学技術会議本会議の主な議事

第29回（2003年6月19日） ・平成16年度の科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針について ・知的財産戦略について ・第2回産学官連携推進会議について

第30回（2003年7月23日） ・科学技術に関する重要事項について ・競争的研究資金制度の評価について ・ナノテクノロジー・材料分野の産業発掘の推進について ・平成16年度の科学技術関係予算

の概算要求に向けて・科学技術関係人材専門調査会の設置等について・最近の科学技術の動向・宇宙からの地球環境観測について(総合科学技術会議の動きは、総合科学技術会議HP =<http://www8.cao.go.jp/cstp/>で公開されています。)

### 3. 独立行政法人、国立大学法人関連

#### 3.2 独立行政法人、経費1～2割削減、改革会議が要望

政府の特殊法人等改革推進本部参与会議(座長・飯田亮セコム最高顧問)が、10月発足の独立行政法人の中期計画の見直しを求めた。その「中期目標案及び中期計画素案に対する参与会議の指摘事項」においては、計画の内容が具体性に欠けると指摘し、経費削減の目標値として1～2割削減を設定することなどを求めている。11日にも小泉首相に提出する。首相は各閣僚を通じて、関係法人に、中期計画の見直しを指示するものと見られる。独立行政法人は、特殊法人よりも経営の自由度が高く、政府の監視も緩い。ただ、3～5年間の中期計画の終了後に、各所管官庁の独立行政法人評価委員会がチェックする仕組みとなっており、計画の達成度によって事業継続の是非が問われ、場合によっては法人が廃止となる可能性もある。特殊法人改革の一環として誕生した独立行政法人には、使途を定めない「運営費交付金」が国から支給される代わりに、所管官庁に設けられた独立行政法人評価委員会が中期計画の達成度を踏まえて、組織そのものや事業継続の是非を判断する。さらに、同委員会の判断が適正かどうかを、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が判断する二重のチェック体制となっている。総務省の評価委は、中期計画終了時、問題のある法人に関して、各法人の所管閣僚に対し、組織の改廃などを勧告出来る。(「読売新聞ニュース速報」7/8付)

#### 国立大法人化法が成立＝来年4月に89でスタート

国立大学を文部科学省の組織から独立させて法人化するための国立大学法人法など6法が9日、参院本会議で可決、成立した。来年4月には89の国立大学法人が誕生する。明治、戦後に次ぐ「第三の大学改革」で、国立大は学長の強い権限の下、人事や資金調達などで裁量が大幅に拡大する一方、第三者機関による「評価」で国からの運営交付金が異なるなど激しい競争時代に突入する。(「時事通信」7/9付)

#### 総務省が勧告強化 法人化後の国立大学も対象に

独立行政法人については、所轄官庁が評価し事業の縮小や拡大等をする事になっているが、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、各府省が必要だと主張しても独自の判断基準で不必要とした場合には、主務大臣に廃止勧告をする方向で検討していることが明らかになった。個別事業の改廃のみならず、法人そのものについても廃止勧告する。現在、独立行政法人は9府省62法人あり、10月には30法人が新たに発足する。これだけの法人を公正に評価できるのか疑念が残る。また、法制度論上、来年4月に発足する国立大学法人も対象となるため、業務の効率性のみで教育や研究を評価し、大学が廃止される可能性もある。評価項目としては、(1)政策上のそもそもの目的は何ですでに達成されているのではないかと、(2)その事業にどのような効果があるか、(3)その事業が行われない場合、国民生活や社会経済の安定等にどのような問題が生じるか、(4)国が関与しない場合にどのような問題が生じるか、(5)制度上独占的な業務の場合は、独占によりどのような効果があるか、(6)法人の設立目的と事業の目的はどのように対応しているか、(7)行政サービスの実施コストは適切か、(8)地方や民間に移管したらどのような問題が生じるか、(9)公務員型の場合、なぜ公務員が担わなければならないか、(10)トップマネジメントが発揮されているか、(11)アウトソーシングは可能ではないのか——など。(「科学新聞」7/11付)

## 特殊法人、リストラ進まず

特殊法人改革で今年10月に特殊法人から独立行政法人に変わる32法人のリストラ計画案の全容が27日、明らかになった。8法人は、経費をこれまでより4分の3程度に減らすとしているが、半数以上の17法人は削減目標が1割程度にとどまっている。特殊法人改革は、小泉構造改革の数少ない成果とされているが、実態は民間のリストラ努力と大きな開きがあることが浮き彫りになった。10月に改組されるのは34特殊法人。一部は統合されるため、32独立行政法人に衣替える。独立行政法人は運営の自主性を広げ、特殊法人よりも効率を高めるのが目的。3～5年ごとの経営方針を示す中期目標・計画が作られる。政府の特殊法人等改革推進本部参与会議が6月、独立行政法人に変わる予定の34特殊法人にヒアリングしたところ、経費削減の目標値として3～5年間で最大5%程度しか掲げなかったり、目標値さえ示さなかった法人が大半だった。参与会議は「1～2割の削減などを目標に入れるべきだ」と指摘。32独立行政法人の中期目標・計画は9月上旬に参与会議に報告されるが、このまま認められる公算が大きい。（「毎日新聞」8/27付）

## 4. 大学関連

### 文科省、教授から独立の助教授新設を検討

文部科学省がまとめた2004年度の科学技術・学術基本施策では、5～10年後の数値目標を明示した「科学技術人材養成総合プログラム(仮称)」を来月中に策定し、来年度予算の概算要求に盛り込む方針である。「人材育成・確保」を最重要課題とし、大学の若手研究者が教授から独立して活動できる「任期付き助教授」ポストの新設や、企業の研究者・技術者の効果的な再教育などを打ち出している。「任期付き助教授」は、博士号を取得しながら定職に就いていない、主に30歳代の「ポストドクター」経験者を対象に公募し、選抜する。年間100ポストを想定し、世界トップレベルの人材育成を図る。3～5年間の任期中、国が給与付き研究費を支給し、この制度を取り入れる大学や研究機関を支援する。任期終了後、厳正な評価により、教授に昇任する仕組みの導入も検討している。教授を頂点とした年功序列の傾向が強い日本では、30歳代の研究者が教授の“下請け”をして過ごし、才能を浪費しているとの指摘がある。こうした硬直した人事システムを改善する必要があると判断した。これに関連し、科学技術・学術基本施策では、学校教育法で「教授(及び助教授)の職務を助ける」と規定されている助教授(助手)の位置付けの見直しや、研究者が異動に伴って人事、給与、社会保障面で不利益を被らない方策を検討することにも言及している。（「読売新聞」7/7付）

### 法科大学院以外の「専門職大学院」、来春の設置認可諮問

遠山文部科学相は16日、来春開設を目指す公私立の大学院や新学部を設置認可を大学設置・学校法人審議会に諮問した。今年度から制度化された高度実務家を養成する「専門職大学院」には、公私立の法科大学院52件のほか、ビジネスや助産学など10件を諮問した。国立も法科大学院20件と、小樽商科(アントレプレナーシップ)、東北(公共法政策)、東京(公共政策学)、香川(地域マネジメント)の4大学が設置予定で、同時に審査を受ける。また、応用分野が広い薬剤師資格に人気が高まっている薬学部の新設も、5大学から申請された。大学院新設を諮問した大学は次の通り。カッコ内は研究科名。専門職大学院は専攻名。【公立大学院の新設】山形県立保健医療(保健医療学)▽石川県立看護(看護学)▽岐阜県立看護(同)▽沖縄県立看護(総合保健看護学)【私立大学院の新設】天使(助産学)＝北海道▽青森中央学院(地域マネジメント)▽尚美学園(総合政策)＝埼玉▽大宮法科大学院(法務)▽東邦音楽＝同(音楽)▽学習院女子(国際文化交流)▽情報セキュリティ大学院(情報セキュリティ)＝神奈川▽新潟産業(経済学)▽山梨英和(人間文化)▽静岡文化芸術(文化政策、デザイン)▽名古屋産業(環境マネジメント)▽京都情報大学院(応用

情報技術)▽大阪樟蔭女子(人間科学)＝奈良▽日本赤十字広島看護(看護学)▽西日本工業(工学)＝福岡▽長崎国際(人間社会学)▽鹿児島純心女子(人間科学)【私立専門職大学院の新設(法科を除く)】天使(助産学)▽東京理科(総合科学技術経営)▽日本社会事業(福祉マネジメント)▽法政(イノベーション・マネジメント)▽明治(グローバル・ビジネス)▽早稲田(ファイナンス)▽同志社(ビジネス研究)▽京都情報大学院(ウェブビジネス技術)▽宝塚造形芸術(メディア・デザインマネジメント)▽徳島文理(地域公共政策) (「読売新聞ニュース速報」7/16付)

### ＜弁護士資格＞大学教授への特権廃止

政府の司法制度改革推進本部は22日、大学の法律学の教授などを5年以上務めれば無条件で弁護士資格を得られる制度を廃止する方針を決めた。来年度中にも弁護士法を改正する。弁護士法は、司法試験に合格して司法修習を終えずに弁護士資格を与える特例として、大学教授や内閣法制局の参事官などを規定している。しかし、司法改革で法律家の実務能力が重視される中で、研究だけに従事していた大学教授への特例について見直しの声が出ていた。日本弁護士連合会によると、65年から02年までにこの特例を利用して弁護士登録したのは332人。今後は、司法試験に合格後、一定期間の研修を終えなければ弁護士になれない。(「毎日新聞ニュース速報」7/22付)

### 東大、改革断行で、佐々木学長を事実上信任

東京大学は24日、臨時評議会を開き、来年4月の大学法人化に当たって佐々木毅学長から信任を求められていた問題を議論した。この結果、「学長のリーダーシップの確立は不可欠」とするなどの決議を全会一致で採択した。佐々木学長が求めていた信任投票は見送られたが、同学長は「実質的に信任と受け止めている」と述べた。佐々木学長は国立大法人化法の成立を受け、15日の評議会で、学長の強力なリーダーシップの下に組織の大幅改編を含む大改革を実施すると所信表明。この日は東大紛争時以来の学長信任投票が行われる見通しだった。(「時事通信ニュース速報」7/24付)

### 東大、不正経理で抜本改革 監査に外部の会計士ら活用

教官による不正な経理処理が相次いで発覚した東大(佐々木毅学長)は14日までに、内部監査の方法を来春の国立大学法人化を機に抜本的に改める方針を固めた。法人化に先行して、公認会計士や弁護士ら外部の人材を九月から監査に活用。法人化後は内部告発の受け付け窓口を設置。対象を絞った集中的な監査を抜き打ちで行い、不正には厳格なペナルティーを科す。法人化前の段階で、国立大が内部監査に外部人材を活用するのは極めて異例で、ほかの大学にも影響を与えそうだ。東大では昨年秋以降、皇太子ご夫妻の主治医だった医学部の堤治教授や、副学長だった似田貝香門教授ら教官による不正な経理処理が相次いで明らかになった。(「共同通信ニュース速報」8/15付)

### 中教審、留学生の「質の確保」要請 大学ごとに交流方針設定

新たな留学生政策の在り方を検討していた文部科学相の諮問機関、中教審の部会は16日までに、入学時の学力や入学後の学習・研究状況の把握などを通じて外国人留学生の質の確保に努めることや、大学ごとに学長のリーダーシップのもとに受け入れや派遣の方針を決めるよう各大学に求める中間報告案をまとめた。外国人留学生の不法就労問題などを受け「数」だけでなく「質」を重視する方針に転換。国に対しても、これまでの受け入れ中心の政策を改め、国際競争力強化のため日本人学生の海外派遣を積極的に支援するよう提言している。(「共同通信ニュース速報」8/17付)

### 鳥取大の教員養成課程、島根大に統合 国立大初の決定

島根大学と鳥取大学は18日、来年度に鳥取大の教員養成課程(定員70人)を廃止して島根大教育学部に統合する協定を締結したと発表した。文部科学省は国立大の教員養成学部の再編統合を打ち

出しているが、正式決定は全国初。協定によると、島根大の教員養成以外の生涯学習と福祉の2課程（計100人）を、鳥取大に新設する人文社会系の一般学部、地域学部に移行する。（「読売新聞ニュース速報」8/18付）

### 非常勤講師、大学経営難で3割が年収200万円以下

大学や短大の専業非常勤講師の34%が年収200万円以下で、5割近くは契約打ち切りの経験を持つなど厳しい待遇を受けていることが、非常勤講師が加盟する3組合による初の共同アンケートで分かった。大学経営は少子化による入学者減少などで冬の時代を迎え、そのしわ寄せを受けている格好だ。組合側は「不安定な労働条件では教育や研究活動の質が低下する」と国に待遇の改善を求めている。専業非常勤講師は全国に延べ約6万6000人、実数はその3分の1程度。非常勤講師の多くは1年契約で更新。専門性の高い科目は他大学の専任教員を非常勤として招くことが多いが、語学など授業のコマ数が多い科目は賃金の安い非常勤講師を公募などで採用する傾向が強い。私立大学は授業数の4割を非常勤講師が担当しているという。阪神圏大学非常勤講師労働組合の内藤義博書記長は「学生が、専任教員と非常勤講師に求める授業のレベルは変わらないのに、賃金などの格差が激しすぎる。非常勤講師を安価な労働力として扱う大学教育の構造が問題」と話している。（「毎日新聞ニュース速報」8/18付）

### 国立大の授業料、来春からは年52～57万円を上限に

来年4月から法人化される国立大学の年間授業料について、文部科学省は20日、標準額を現行の52万800円とし、「これを最大10%まで上回ってもよい」とする方針を固めた。各国立大は、57万2880円までの範囲で、それぞれの授業料を独自に設定する。2004年度予算の概算要求でこの方針を示し、財務省との折衝を経て決定する。文科省は、標準額より高い授業料を設定する大学には、理由の説明を求める方針で、実際には標準額を上回る大学は少ないとみている。また、来春からの値上げをこれから設定するのは困難で、実際に値上げに踏み切る大学が現れるのは再来年度からになりそうだ。（「読売新聞ニュース速報」8/20付）

### 県立3大学再編問題「4学部11学科」案、改めて提示

県立3大学（計5学部13学科）の統合・再編問題で、県は19日、6月に県議会文教委員会に提示した「1大学3キャンパス3学部11学科」案に替え、広島キャンパス（現・県立女子大＝南区）に1学部を増やす「4学部11学科」案を改めて示した。当初案通り3キャンパス制は維持し、2005年春の開学を目指す。だが、文教委員や大学関係者からは「廃止する学科などについて、県民が納得できる説明を」などと強い注文がついた。新しい再編案では、広島キャンパスに、経営学部（現・県立大＝新大学の庄原キャンパスから移設）と、生活文化学部（現・県立女子大の国際文化、生活科両学部を合併）を置き、当初案で予定した国際経営学部の広島設置は取り止める。また、県立大生物資源学部の生物資源管理学科▽女子大生活科学部生活環境学科の衣食住・住生活系分野、同学部人間福祉学科の人間発達コース▽新大学の三原キャンパスになる保健福祉大保健福祉学部の放射線学科が、それぞれ廃止となる。だが、今回の再編では、県が大学側に相談なく当初案を示したうえ、3大学すべてで反対や要望の署名運動が起きている。文教委の田川寿一委員は「現場の大学と一体となって改革を進めるべきだ」と話している。（「毎日新聞広島版」8/20付）

### 文科省、法科大学院に財政支援 奨学金や補助上乗せ案

質の高い法律家を数多く育てるための法科大学院（ロースクール）が来春から開設されることに伴い、文部科学省は、法科大学院に通う学生向けの奨学金や私立の大学院への助成といった財政支援をする方針を固めた。来年度予算の概算要求などに盛り込む。学生の負担を抑え、司法制度改革

の根幹をなす法曹養成が順調に滑り出すよう促すのが狙いだ。現在、国公立の72校（入学定員計5950人）が来春からの学生受け入れに向けて審査を受けている。少人数で対話を重視した教育を特色とする法科大学院は、コストが高くなるために財政面での援助を求める声が強かった。文科省は「国家プロジェクト」と位置づけ、3本柱の支援策をまとめた。ひとつは、日本育英会（来年4月から日本学生支援機構）による奨学金の上限額の引き上げ。大学院の学生に対する有利子の奨学金は月額13万円が上限だが、法科大学院の学生には月額4万円か7万円の増額を認め、最大で20万円が借りられるようにする。学生の8割は奨学金を受けられるよう、無利子貸与分と合わせて85億円の事業費を見込んでいる。また、私立の大学院に対する国の補助金（私学助成）として50億円を見込む。（「朝日新聞ニュース速報」8/21付）

### 法科大学院の教員候補、適否審査で「×印」続出

来年4月に迫った法科大学院の一斉開校に黄信号が点灯し始めた。開設を申請した72校の教員候補者について、新しい法曹養成者にふさわしいかどうかの審査結果が各校に通知されたところ、×印や△印のついた候補者が続出しているためだ。このままだと必要な教員数の基準を割り込む大学院は20近くに上りそうで、教員探しに追われている。審査しているのは、文部科学省の大学設置・学校法人審議会会の「法科大学院専門委員会」。伊藤真東大教授（民事訴訟法）ら各科目の研究者と、裁判官、検察官、弁護士ら計20人で構成される。法科大学院には、専任教員が「学生15人に1人」の割合で必要。そのうえ「1校に最低12人」の教員をそろえなければならない。専門委は、大学教授ら研究者教員については「最近5年の業績」、弁護士ら実務家教員については「最近5～10年の実務経験」などを中心に、教える科目に合っているかどうかチェックした。「不適格」とされた候補者のいる大学院には補正を命じ、そこまではいかないが疑問が残る候補者は「保留」と判定した。補正を命じられた大学院関係者は「設置認可数を絞りたいという圧力ではないか」「実務家教員にも業績として論文の数を要求されるのでは、これまでの大学と同じだ」と不満を漏らす。従来、設置審の役割は事後承認に近かった。しかし今回は粗製乱造にならないよう「実質的な審査」が期待されていた。9月には、カリキュラムのあり方や教員のバランスなどについての「総合意見」が各校に伝えられる。ここでも補正を命じられる大学院が出る可能性がある。（「朝日新聞ニュース速報」8/21付）

## 5. 学術関連雑誌の特集等

### 「学術の動向」（日本学術会議）

7月号 特集/私立大学のさらなる発展

8月号 黒川清 日本学術会議の挑戦：自立した科学者コミュニティの育成  
特集/第18期から19期へ 特集/第3回アジア学術会議（SCA）

### 「学術月報」（日本学術振興会）

7月号 特集/防災の科学

### 「科学」（岩波書店）

7月号 特集/アジアの農村で持続可能性を探る

8月号 特集/宇宙に生まれた最初の星々

『JSA学術情報ニュース』は、JSAが入手し得た限りの情報を編集して掲載します原則として情報の要点のみを掲載し、編集者の論評等は加えません。

なお、それぞれの記事には出典を明示しますので、詳細な情報を希望される方は、日付、出典などをお示しの上、全国事務局にお問い合わせください。

(本号は、主に2003年7月～2003年8月の情報を扱っています)